

平成 21 年 4 月 9 日付けの随意契約による売却財産の買受人となるべき者を下記のとおり決定しましたので、国税徴収法第 106 条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成 21 年 4 月 14 日

京都市上京区長 北條 和仁

1 売却財産

京都市上京区大宮通西裏今宮御旅所下る西若宮南半町

178 番 4

宅地

11.63 m<sup>2</sup>

以上登記簿の表示による

2 買受申込価額

497,000 円

3 買受人となるべき者の氏名又は名称

猿橋 勇造

4 買受人となるべき者の決定年月日

平成 21 年 4 月 9 日

5 売却決定の日時

平成 21 年 4 月 16 日 午前 10 時 00 分

6 売却決定の場所

京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町 289

京都市上京区役所区民部納税課

(上京区役所区民部納税課)